

JCB CARD R会員特約

第1条 (定義)

- 1.本カードは、本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」という。）が会員に対し発行するもので、「JCB CARD R」（以下「本カード」という。）と称します。なお、カード発行会社がJCBの場合、本特約条文中の「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えるものとします。
- 2.両社の定める会員規約等（会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）、MyJCB利用者規定、MyJチェック利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定、J-POINTプログラム利用規定、その他の諸規定・特約等（ただし、本特約を除く。）をいう。以下同じ。）および本特約を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。
- 3.本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、会員規約等における意味を有するものとします。

第2条 (明細の確認方法)

- 1.本カードの入会をもって、会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービスの利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則として明細は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによって明細を確認することができます。
- 2.前項の定めに従えない場合（本会員が、割賦販売法第30条の2の3第1項から第3項に基づく書面の交付に代えて電磁的方法により当該書面に記載されるべき情報の提供を受けることの同意を撤回した場合を含む。）、会員は本カードの会員資格を喪失するものとします。

第3条 (特約の優越)

- 1.本特約と会員規約等に定めのある事項の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
- 2.本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されます。

第4条 (ショッピング利用の支払区分)

- 1.会員が本カードでショッピング利用をした場合、会員が加盟店においていずれの支払区分を指定したかにかかわらず、支払区分はすべてショッピングリボ払いとなります。「ショッピング1回払い」「ショッピング2回払い」「ボーナス1回払い」「ショッピング分割払い」および「ショッピングスキップ払い」は利用できません。ただし、一部の加盟店の利用、本カードの付帯サービス料金その他当社が指定するものに限っては、会員が加盟店においていずれの支払区分を指定したかにかかわらず、「ショッピング1回払い」となります。
- 2.ショッピングリボ払いの支払方法は、残高スライドゆとりコースおよび残高スライド標準コースとします。なお会員は、当社が認めた場合は、入会後に支払コースを変更することができます。
- 3.ショッピングリボ払い手数料率は、別途「ショッピングリボ払いのご案内（JCB CARD R会員用）」にて定める手数料率となります。
- 4.ショッピングリボ払い手数料は、会員規約（ショッピングリボ払い）に基づき支払うものとします。

第5条 (利用可能枠)

当社は、会員に対して商品ごとの利用可能枠（機能別利用可能枠）として、ショッピングリボ払い利用可能枠、キャッシングリボ払い利用可能枠および海外キャッシング1回払い利用可能枠を審査のうえ決定します。なお、会員規約に定めるショッピング1回払い利用可能枠、ショッピング分割払い/ショッピングスキップ払い利用可能枠、ショッピング2回払い利用可能枠、ボーナス1回払い利用可能枠、およびキャッシング1回払い利用可能枠は付与されません。

第6条 (年会費)

本カードの年会費は、免除するものとします。

第7条 (J-POINT)

- 1.当社は、本会員に対して、J-POINTプログラム利用規定（以下「ポイント規定」という。）第3条第1項の規定に基づき、通常獲得ポイントを付与します。さらに以下のとおり、ボーナスポイントを付与します。
 - ①約定支払日に付与するボーナスポイント
通常獲得ポイントに加え、通常獲得ポイントの1倍をボーナスポイントとして付与します。
 - ②約定支払日以降に付与するボーナスポイント
約定支払日にショッピングリボ払い手数料が発生した場合のみ、当該約定支払日の前月20日時点に当社に到着している売上情報に付し、通常獲得ポイントの2倍を、ボーナスポイントとして付与します。
- なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。
- 2.当社は、前項に定めるボーナスポイント付与について、その内容を変更する場合があります。当社がボーナスポイント付与についてポイント付与量を減らす場合、当該変更の3ヶ月前までに、会員が当社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法により、会員に対して通知を行い、通知期間の経過をもって、前項変更の効力が発生するものとします。
- 3.会員が、公序良俗に反する方法により、J-POINTを獲得したと当社が判断した場合には、当社は、当該J-POINTの付与の取消し、会員によるJ-POINTプログラムの利用禁止、本カードの利用制限等の措置をとることができます。

第8条 (解約)

- 1.会員は、当社に通知することにより、いつでも本カードにかかる契約を解約することができます。この場合、会員規約の「退会」に関する規定が適用されます。
- 2.両社は、会員に3ヶ月前までに通知することにより、いつでも本カードにかかる契約を解約することができます。この場合、当該会員の会員資格は喪失し、会員規約の「会員資格の喪失」に関する規定が適用されます。

第9条 (本特約の改定)

本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

(TK432000 · 20260112)

1.毎月のお支払い元金

		締切日(毎月15日)のご利用残高			
		10万円以下	10万円超 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超
残高 スライド コース	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
	標準コース	1万円	10万円超 10万円ごとに1万円加算		

*お客様に適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」(以下、「カード発行台紙」と言います。)に記載されます。

2.手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率15.00%(※2)

(※1)利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html)で公表します。

(※2)上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間に別途約定がある場合には上記以外の利率となる場合もあります。お客様に適用される手数料率はカード発行台紙に記載されます。

[初回のご請求]

実質年率×日数(締切日の翌日より翌月の約定支払日まで)÷365日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数(約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで)
÷365日

3.お支払い例

残高スライドゆとりコースの方が6月30日に10万5千円をご利用の場合

(1)8月10日のお支払い

①ご利用残高	105,000円
②お支払い元金	10,000円
③手数料	1,346円(10万5千円×18.00%×26日÷365日)
④8月10日の弁済金	11,346円(②+③)

(2)9月10日のお支払い

①ご利用残高	95,000円
②お支払い元金	5,000円
③手数料	1,452円(95,000円×18.00%×31日÷365日)
④9月10日の弁済金	6,452円(②+③)